

昭和50年4月9日  
建設省住 建発第27号

都道府県知事 殿

建設事務次官

## 昭和50年度公営住宅標準工事費について (依命通達)

公営住宅法(昭和26年法律第195号)第7条第4項及び第8条第5項の規定による昭和50年度の公営住宅の標準工事費、標準補修費、及び標準宅地復旧費が別添のとおり定められたので、命により通達する。

なお、昭和49年度公営住宅建設事業のうち、財政の執行の繰延べ措置等の結果、昭和50年度において、補助金の交付の決定を行うこととなった事業については、本通達による昭和50年度公営住宅標準工事費を準用することとする。

追って、貴管下市町村にも周知徹底されたい。

## 昭和50年度公営住宅標準工事費

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第7条第4項及び第8条第5項の規定による昭和50年度の公営住宅の標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、次のとおりとする。

### 第1 標準工事費等の構成

標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、第2以下の規定により算出した工事費、補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用にそれぞれ附帯事務費を加えた額とする。

**第2 公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第2条第1項第1号の事業をいう。以下同じ。)、災害公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第3号の事業をいう。以下同じ。))及び既設公営住宅復旧事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第4号の事業をいう。以下同じ。))における工事費**

公営住宅建設事業、災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業の工事費は、主体工事費及び附帯工事費(特定施設工事費を除く。以下)「主体附帯工事費」という並びに特定施設工事費とする。

### 第3 主体附帯工事費

主体附帯工事費は別表第1に掲げる区分に従い、公営住宅の戸数に、それぞれの区分に属する1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

### 第4 主体附帯工事費の特例

#### 1 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合

公営住宅の種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合(量産公営住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く)の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費にその1戸当たり平均床面積を1戸当たり標準床面積で除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費として、第3の規定を適用するものとする。ただし当該事業主体の建設する他の構造の公営住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、建設大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるもの

とする。

$$D = \sum \frac{Bi'}{Bi} \cdot Ci \cdot Ai$$

ただし、 $D > \sum Ci \cdot Ai$  のときは、 $\sum Ci \cdot Ai$  とする。

D：主体附帯工事費

Bi：別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積

Bi'：構造別ごと1戸当たり平均床面積

Ci：別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

Ai：構造別ごとの公営住宅の戸数

(iは構造別を示す添字である。)

## 2 団地が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとして、第3の規定を適用するものとする。

## 3 主体附帯工事費を増額する場合

第3の規定にかかわらず、次の一に該当する場合において、建設大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、第3の規定により算出した額に、イ及びロにあっては1戸当たり1,300,000円以下、ハにあっては1件当たり13,000,000円以下、ニからチまでにあっては1戸当たり650,000円以下、リ及びヌにあっては1戸当たり1,300,000円以下で建設大臣が認定した額を加算した額とする。

イ 特殊基礎工事を行う場合。

ロ 量産公営住宅、農山漁村向公営住宅、心身障害者世帯向公営住宅、同和向公営住宅、及び老人同居世帯向公営住宅で、種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が実施上別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合

ハ 集会室を設ける場合

ニ 公共建築物、店舗等を併存する場合

ホ 試作住宅の工事を行う場合

ヘ 特殊屋外附帯工事を行う場合

ト プロティ、屋上遊園等を設ける場合

チ 多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要

な工事を行う場合

リ 過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金または物価の変動のため、工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合

ヌ その他特別の事情がある場合

## 4 北海道において石炭庫を設ける場合

北海道において、各戸に石炭庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別ごとの1戸当たり主体附帯工事費に132,000円（石炭庫の床面積が3.3㎡未満のときは、132,000円に当該石炭庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、第3の規定を適用するものとする。

この場合において、石炭庫の床面積を控除した1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満のときは、石炭庫の床面積から当該床面積差を控除するものとする。

## 第5 特定施設工事費

特定施設工事費は建設大臣が認定した額とする。

## 第6 既設公営住宅復旧事業における補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用

既設公営住宅復旧事業の補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用は、建設大臣が認定した額とする。

## 第7 附帯事務費

附帯事務費は、第3から第6までの規定により算出した公営住宅の種類別ごとの主体附帯工事費、特定施設工事費、補修に要する費用又は宅地の復旧に要する費用に、別表第2の区分に従い同表に掲げる附帯事務費の算出割合を乗じて得た額とする。

## 第8 金額の整理

主体附帯工事費、特定施設工事費、補修に要する費用、宅地の復旧に要する費用及び附帯事務費を第3から第7までの規定により算出するにあたっては、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の2の場合にあっては3で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

別表第1

1戸当たり主体附帯工事費一覧表

(内地)

構造別	地区別	第1種		第2種	
		1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費	1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費
簡易耐火構造平家建	特別		千円		千円
	大都市	46.4	2,840	43.1	2,700
	多雪寒冷		2,710		2,580
	一般		2,640		2,520
	奄美		2,580		2,460
簡易耐火構造2階建	特別		3,350		3,210
	大都市	53.0	3,190	49.7	3,060
	多雪寒冷		3,110		3,000
	一般		3,040		2,910
	奄美		3,900		3,750
中層耐火構造	特別		4,410		4,260
	大都市	59.0	4,200	55.7	4,050
	多雪寒冷		4,120		3,990
	一般		3,990		3,870
	奄美		5,110		4,950
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特別		5,520		5,400
	大都市	68.0	5,260	64.7	5,130
	多雪寒冷		5,130		5,010
	一般		5,000		4,860
	特別		6,560		6,390
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	大都市	68.0	6,250	64.7	6,090
	多雪寒冷		6,070		5,910
	一般		5,920		5,790
	特別		7,220		7,050
	高層耐火構造 (地上階数12~13階)	大都市	68.0	6,880	64.7
多雪寒冷			6,690		6,510
一般			6,520		6,360
特別			7,940		7,740
高層耐火構造 (地上階数14階~)		大都市	68.0	7,560	64.7
	一般		7,170		6,990

(北海道)

構造別	地区別	第1種		第2種		
		1戸当たり標準床面積	1戸当たり主体附帯工事費	1戸当たり標準床面積	1戸当たり主体附帯工事費	
簡易耐火構造平家建	特一般	m <sup>2</sup>	48.0	m <sup>2</sup>	44.7	
		千円	3,100	千円	2,970	
簡易耐火構造2階建	特一般		54.6		51.3	
			3,570		3,450	
中層耐火構造	石炭庫付 暖房設備付	特一般	60.6	4,600	57.3	4,440
				4,380		4,260
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	石炭庫付 暖房設備付	一般	69.6	5,510	66.3	5,370
				5,640		5,490
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	石炭庫付 暖房設備付	一般	69.6	6,510	66.3	6,360
				6,610		6,450
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	石炭庫付 暖房設備付	一般	69.6	7,170	66.3	6,990
				7,260		7,080
高層耐火構造 (地上階数14階~)	石炭庫付 暖房設備付	一般	69.6	7,880	66.3	7,710
				7,960		7,770

(沖縄)

構造別	第1種		第2種	
	1戸当たり標準床面積	1戸当たり主体附帯工事費	1戸当たり標準床面積	1戸当たり主体附帯工事費
簡易耐火構造平家建	m <sup>2</sup>	46.4	m <sup>2</sup>	43.1
	千円	3,120	千円	3,020
簡易耐火構造2階建		53.0		49.7
		3,690		3,580
中層耐火構造		59.0		55.7
		4,860		4,740

地区区分

(内地)

地区別	地 域
特別地区	首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による既成市街地及び近郊整備地帯, 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)による既成都市区域及び近郊整備区域, 離島振興法(昭和28年法律第72号)による離島振興対策実施地域, 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)による特別豪雪地帯
大都市地区	東京, 大阪, 埼玉, 千葉, 神奈川, 静岡, 愛知の1都1府5県(特別地区に該当する地域を除く。); 茨城, 栃木, 群馬, 山梨の4県(首都圏整備法による都市開発区域に限る。); 滋賀, 奈良, 和歌山, 三重の4県(近畿圏整備法による都市開発区域に限る。); 滋賀, 岐阜, 三重の3県(中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市整備区域及び都市開発区域に限る。); 京都, 兵庫県の1府1県(特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。)
多雪寒冷地区	青森, 岩手, 秋田, 山形, 福島, 長野, 新潟, 富山, 石川, 福井の10県(特別地区に該当する地域を除く。); 宮城県, 栃木県(日光市及び塩谷郡栗山町に限る。); 群馬県(沼田市, 利根郡及び吾妻郡に限る。); 山梨県, 岐阜県(高山市, 郡上郡, 益田郡, 揖斐郡藤橋村, 特別地区に該当する地域を除く。); 大野郡吉城郡に限る。); 滋賀県(坂田郡伊吹村, 伊香郡木之本町, 同余呉村, 同西浅井村, 高島郡マキノ町, 同今津町及び同朽木村に限る。); 京都府(福知山市, 舞鶴市, 綾部市, 宮津市, 北桑田郡美山町, 天田郡夜久野町, 加佐郡, 与謝郡, 中郡, 竹野郡及び熊野郡のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。); 兵庫県(豊岡市, 城崎郡, 出石郡, 美方郡, 養父郡及び朝来郡和田町に限る。); 鳥取県, 島根県(浜田市, 益田市, 江津市, 廻摩郡を除く。)
奄美地区	鹿児島県(名瀬郡及び大島郡に限る。)
一般地区	上記以外の地域

(北海道)

地区別	地 域
特別地区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一般地区	上記以外の地域

別表第2

附帯事務費の算出割合

(1) 公営住宅建設事業

(i) 主体附帯工事費

(内地)

事業主体の当該事業における主体附帯工事費の合計額	附帯事務費の算出割合
0 ~ 50,000千円	4.0%
50,001 ~ 110,000	3.8
110,001 ~ 170,000	3.6
170,001 ~ 260,000	3.4
260,001 ~ 400,000	3.2
400,001 ~ 600,000	3.0
600,001 ~ 850,000	2.8
850,001 ~ 1,250,000	2.6
1,250,001 ~ 2,000,000	2.4
2,000,001 ~ 3,400,000	2.2
3,400,001 ~ 7,800,000	2.0
7,800,001 ~ 16,000,000	1.8
16,000,001 ~ 26,000,000	1.6
26,000,001 ~	1.4

(北海道)

事業主体の当該事業における主体附帯工事費の合計額	附帯事務費の算出割合	
	道	市 町 村
0 ~ 20,000千円	—	2.7%
20,001 ~ 55,000	—	2.5
55,001 ~	2.8%	2.3

(沖縄)

事業主体の当該事業における主体附帯工事費の合計額	附帯事務費の算出割合	
	県	市 町 村
0 ~ 65,000千円	—	3.5%
65,001 ~ 120,000	—	3.1
120,001 ~ 260,000	—	2.7
260,001 ~ 780,000	—	2.3
780,001 ~	2.8%	1.9

(ii) 特定施設工事費

事業主体の当該事業における特定施設工事の合計額のいかんにかかわらず附帯事務費の算出割合は2.3%とする。

(2) 災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業

事業主体の当該事業における工事費の合計額のいかんにかかわらず附帯事務費の算出割合は2.5%とする。